

市役所の組織が変わりました

- ◎尾道大学は、より自主・自律的な大学運営を行うため、地方独立行政法人へ移行し、公立大学法人**尾道市立大学**となりました。
- ◎尾道市立市民病院と公立みつぎ総合病院の連携を深め、将来にわたって市民に必要な医療サービスを安定的に提供し地域医療を守っていくため、両病院からなる病院事業全体を統括する病院事業管理者の下に、**病院管理部病院経営企画課**を新設しました。
- ◎総合計画後期基本計画に沿ってまちづくりを効果的に進めるために、企画部と財務部を統合し、**企画財務部**としました。
- 協働のまちづくりを推進するため、町内会等自治組織の窓口を秘書広報課から政策企画課へ移し、秘書広報課は総務部の所管としました。
- 再編成計画に基づく認定こども園建設や新たに私立保育所等の認可業務などを行うため、子育て支援課に**保育施設企画係**を新設しました。
- 職員の人材育成と人事の連動を図るとともに効率的に業務を行うため、職員課の人事係、給与係、研修厚生係の業務を見直し、**人事研修係**と**給与厚生係**に再編しました。
- 農林水産業振興関係では、農業・水産振興ビジョンに基づく施策をより効果的に推進するため、本庁・支所の事務分担を見直しました。
これに伴い、支所では、施策展開に係る地域との調整等を担う職員を引き続き配置し、地域振興

【しまおこし・まちおこし】に関する事務に取り組むため、各支所のしまおこし課・まちおこし課を次のとおり再編しました。

- ・因島総合支所は、しまおこし課の農林水産係と商工観光係を統合して、**しまおこし係**としました。
- ・御調支所は、住民課とまちおこし課を統合して、まちおこし課とし、産業振興係と施設管理係を統合して、**まちおこし係**としました。
- ・向島支所は、住民福祉課としまおこし課を統合して、しまおこし課とし、産業振興係は名称を**しまおこし係**に改めました。また、施設管理係が行っていた業務は本庁へ集約しますが、引き続き、地域調整の窓口はしまおこし係で行います。
- ・瀬戸田支所は、しまおこし課産業振興係の名称を**しまおこし係**に改めました。
- 農業委員会は、各出張所で行っている業務のうち、内部管理業務を本庁へ集約しました。窓口業務は、引き続き各出張所で行います。また新たに各地区を巡回する農地相談員を配置し、各支所での相談業務などに対応します。
- 因島福祉課児童係と保険年金係で行っている内部管理事務を本庁へ集約し、福祉係、保険年金係、児童係の業務を見直し、福祉係、保険年金係に再編しました。
- 水道局の因島瀬戸田営業所は、営業係を庶務課**因島瀬戸田営業所**に、管理係を工務課**因島瀬戸田管理係**に再編しました。

本庁舎4階のレイアウトが一部変わりました

財務課	政策企画課	環境政策課	応接室	市長 応接室	副市長室	副市長室	秘書 広報課	市長室
文化 振興課	第4 会議室	契約管財課	印刷室	総務課	職員課			

☎職員課(☎0848-25-7461) 総務課(☎0848-25-7332)

電話予約で住民票・印鑑証明書が平日夜間や休日に受け取れます

- 予約場所** 本庁市民課、因島総合支所
御調・向島・瀬戸田支所
- 対象** 住民票、印鑑証明書
- 予約者** 証明書に記載された本人か本人と同一世帯の人
- 受取者** 予約者か予約者と同一世帯の人で予約者が指定した人
- 予約方法** 受取希望当日(※受取希望日が休日の場合は、その直前の開庁日)の8:30~17:00に受取をする場所(右記問い合わせ先)へ電話
- 受取場所** 予約した場所の警備室
- 受取時間** 平日/17:30~21:00 休日/9:00~17:00の希望の時間
- 受取に必要なもの** ①受取者の本人確認書類(※顔写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート等、官公署が発行した写真付きの書類)お持ちでない場合は利用できません。②印鑑証明書の場合

は、証明する人の印鑑登録証(カード)

- ☎市民課(☎0848-25-7102)
- 因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)
- 御調支所まちおこし課(☎0848-76-2111)
- 向島支所しまおこし課(☎0848-44-0110)
- 瀬戸田支所住民福祉課(☎0845-27-2211)

毎週金曜日午後7時まで 戸籍・住民票・印鑑証明書を発行しています

- 場所** 本庁市民課、因島総合支所市民生活課
- 業務** 戸籍・住民票・印鑑証明書の発行、パスポート受取等(※住所変更・パスポートの申請等はできません。)
- ☎市民課(☎0848-25-7102)
 - 因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)

農業

農業を変えていこう！ おのみち「農」の担い手総合支援事業

農業従事者の減少や高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加、収益力の低下など、尾道市農業をとりまく厳しい環境に対し、現状を打ち破り、農業を変えていこうとする“意欲ある取り組み”に対し支援する事業で、平成24年度からスタートします。

■この事業には4つのメニューがあります

①地域農業活性化支援事業

農業者活動(地域の課題の明確化およびその解決のための取り組み)、地域戦略組織活動(地域農業をけん引する産地づくりを目的とする取り組み)、栽培技術等構築の取り組みに対し支援します。

②農地集積支援事業

地域の核となる担い手を明確にし、育成を図るために、農地の流動化と集積を行う場合、農地の借り手を支援します。

③農業経営高度化支援事業

認定農業者が農業経営のステップアップを目的として実施する、栽培施設や農業機械の導入、生産基盤の整備などについて支援します。

④産地構造改革支援事業

既存の産地構造から脱却し、ブランド力保持のための農業基盤および施設整備を支援します。

■申請受付期間(審査のうえ、予算の範囲内で実施)

第1期 4月20日(金)～5月20日(日)

第2期 7月1日(日)～30日(月)

第3期 9月1日(土)～30日(日)

随期

なお、この事業により、今まで実施していた認定農業者育成支援、中核的担い手農家等育成支援、おのみち自慢育成支援事業等は廃止となりますので、ご注意ください。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☎農林水産課農林振興係(☎0848-20-7506)

各支所しまおこし課・まちおこし課



ご注意ください 農振農用地からの除外手続

市は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、特に農業振興を図るべき農用地(田、畑、樹園地など)を農用地区域に定めています。

農用地区域内の農用地は、原則として宅地などへの転用ができませんが、やむを得ず転用する場合は、農用地区域から除外することが必要です。

現在市は、合併後6年が経過し、社会情勢や土地利用の状況が大きく変化していることから、農用地区域の総合見直しを進めています。

これに伴い、例年7月10日から8月10日に行っている除外申請の受付を一定期間停止することになりますので、農振除外を検討している人はご注意ください。

なお、総合見直しは、平成24年度中のできるだけ早期に完了する予定ですので、手続再開の日程が決まり次第、ホームページ等でお知らせします。

相談の受付等は、随時行っています。

☎農林水産課企画調整係(☎0848-20-7527)

農地に関する手続きは



農業委員会では、農地に関する相談に対応するため、農業委員会出張所(各支所)に農地相談員を配置しますので、ご活用ください。

時間 9:30～15:30

配置場所	配置日	問い合わせ先
御調出張所	月曜	0848-76-2929
向島出張所	木曜	0848-44-0641
因島出張所	火・木曜	0845-26-6217
瀬戸田出張所	水・金曜	0845-27-2212

☎農業委員会事務局(☎0848-20-7480)

国民健康保険 医療保険に正しく入っていますか

職場の医療保険(健康保険や共済組合など)の加入者や生活保護を受けている人、後期高齢者医療制度の被保険者などを除いたすべての人は、国保の加入者(被保険者)となります。

国保に加入するとき必要なもの [14日以内に届け出を]

他の市町村から転入してきたとき	転出証明書、印鑑
職場の健康保険を喪失したとき (被用者保険の被扶養者となれる場合は、国保ではなく被用者保険に加入してください。)	職場などの健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書)、印鑑 「非自発的失業」の人は、資格喪失証明書および雇用保険受給資格者証、印鑑。 「退職者医療制度」(65歳未満の厚生年金・共済年金等退職(老齢)年金受給者で加入期間が20年以上、または40歳以降10年以上)の人は資格喪失証明書、厚生年金証書・共済年金証書等、印鑑
健康保険の被扶養者からはずれたとき	職場の被扶養者をはずれた証明書(資格喪失証明書)、印鑑
子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印鑑

■国保をやめるときは必ず届出が必要です

次の場合は、国保をやめる届出が必要です。自動的に国保の資格がなくなることはありません。ただし、後期高齢者医療制度に移行する被保険者の届出は不要です。

※資格が切れた保険証は使用できませんので必ずお返しください。資格が切れた保険証を使用すると、医療費(国保負担分)を全額返還していただく場合があります。

国保をやめるとき必要なもの

ほかの市町村に転出するとき	保険証、印鑑
職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証、印鑑
職場の健康保険の被扶養者になったとき	の保険証、印鑑
国保の被保険者が死亡したとき	保険証、喪主の口座番号、印鑑

その他の手続き

住所・名前・世帯主等が変わったとき	保険証、印鑑
就学のため市外に住所を定めるとき	保険証、在学証明書(学生証)、印鑑
保険証を紛失したとき	本人確認書類等、印鑑

☎保険年金課申請給付係(☎0848-25-7142)



環境にやさしいまちづくり



建物を涼しく夏をより快適に 緑のカーテンコンテスト

市では、地球温暖化防止対策としてゴーヤの苗を皆さんにお譲りして「緑のカーテン」を作っていただき、省エネ効果やカーテンの出来栄を競うコンテストを行います。



【ねらい・効果】

●緑のカーテンによるCO₂削減

日差しのおさげりや、葉の水分の蒸発散による家屋周辺の冷却に伴うエアコン等のエネルギー削減、ゴーヤなどの植物のCO₂吸収

※市では、夏季3ヶ月間、2m×2mの緑のカーテンを南西と南東の2箇所ガラス窓面に設置すると、CO₂について冷房節約による削減量127kg、植物が吸収する吸収量は28kgと推定し、併せて155kgの削減

減(杉の木11本分に相当)になると見込んでいます。

●育てる喜びを

ゴーヤは、調理方法がたくさんあってヘルシーな野菜です。家庭で育てて収穫する喜びをぜひ味わってください。

【コンテストの内容】

対象・条件 市内の建物において、緑のカーテンを作って省エネルギーに取り組み、後日コンテスト応募用紙(報告書)を提出できる人

※畑等に植えるものは対象となりません。

苗配布数 先着500セット(1セット=ゴーヤ苗4本)予定

申込方法 事前にチャレンジ宣言として「住所、名前(事業所名)等」を電話かEメールで連絡

配布日時 5月24日(木)10:00~15:00予定(※申込者のみ)
※配布場所は後日はがきで連絡します。

☎環境政策課環境政策係(☎0848-25-7430)

✉kankyo@city.onomichi.hiroshima.jp

自転車に乗って地球温暖化対策と健康増進！ バイクBizおのみち補助事業

バイクBizは、移動手段を過度に自家用車等に頼らず、自転車使用を積極的に取り入れる「エコでスマートなライフスタイル」のことで。

CO₂の削減による地球温暖化対策や健康増進を図ることを目的として、「電動アシスト付き自転車」「幼児2人同乗用自転車」の購入に対し、補助を行います。この補助金は、先着順で予算の範囲内で実施します。

申請要件①~⑤の要件を満たす人

- ①市内に住所を有し、居住している18歳以上の人
- ②平成24年4月1日以降に市内に所在する店舗で、電動アシスト付き自転車(道路交通法施行規則第1条の3に規定する自転車で安全基準適合車)、幼児2人同乗用自転車(社団法人自転車協会が定める「幼児同乗基準適合車マーク」対象で幼児が同乗できる座席を2個装備できるもの)を新車で購入した人
- ③主として尾道市内で日常的に電動アシスト付き自転車または幼児2人同乗用自転車を使用予定の人
※日常的とは、週に最低3~4日程度使用する場合を想定。申請時に活用計画を記載していただきます。
- ④市税等を滞納していない人(転入者は従前の市町村税の滞納がない人)
- ⑤幼児2人同乗用自転車を購入した人は、申請時に幼児(6歳未満)を2人以上扶養していること

補助金の額 それぞれ1台につき1万円

補助件数 先着60件(1世帯につき1台限り)

※ただし、受付開始日に補助件数を超える申請があった場合は抽選

申請期間 6月1日(金)からの8:30~17:00
(土・日・祝日を除く)

申請場所 環境政策課・各支所

※郵送・電話での受付はできません。

申請に必要なもの

(1) 必須書類

- 領収書かそれに代わるものの写し(価格、販売店住所、印、申請者名前が記載)
- 保証書の写し(メーカー名、品名、型番が分かる部分のみで可)
- 印鑑(シャチハタ不可)

(2) 運転免許証を自主返納した70歳以上の人の場合

必須書類と運転免許の取消通知書か運転経歴証明書
の写し

(3) 幼児2人同乗用自転車を購入した場合

必須書類と扶養する幼児の健康保険証の写し(2人分)

補助金交付の流れ

購入→申請書提出・受理→自転車にステッカーを貼ってバイクBizの取組(60日間)。※運転免許証を自主返納した70歳以上の人は14日→実績報告書提出(14日以内)→補助金の交付

☎環境政策課環境政策係(☎0848-25-7430)

4月2日から受付中！ 住宅用太陽光発電システムを設置すると補助金がでます

交付額 1件6万円 **既定数** 先着100件

補助対象者 市内の自ら居住か居住予定の住宅(店舗、事務所等との兼用は可)に住宅用太陽光発電システム(以下システム)を設置する人(※システムは未使用品であること。中古品は対象外)

補助を受けるために必要なこと

- 申請時に設置工事を行っていないこと(建売住宅の購入の場合は引渡しを完了していないこと)
- 平成25年3月10日までに各設置工事を完了(建売住宅の購入の場合は引渡しを完了)し、自ら電力会社と電灯契約・余剰電力の受給契約を結ぶこと

○市内在住か平成25年3月10日までに転入すること

○尾道市税等の滞納がないこと

補助の対象となるシステム

○太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10kw未満であること

○太陽光発電普及拡大センター(JPEC)の定める住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金技術仕様書(J-PEC第0810-0011号)の要件に適合すること
詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎環境政策課環境政策係(☎0848-25-7430)

清潔で快適な環境づくりと浸水による災害防止のために 家庭の汚水は公共下水道へ

公共下水道の使用が可能な区域にお住まいの人は、生活排水を衛生的に排除するため、早期に下水道への接続工事をお願いします。

なお、接続工事は尾道市公共下水道排水設備指定工事店でなければ行うことができません。見積りや工事は、指定工事店に依頼してください。

下水道が利用できる地域

東・西御所町、土堂一・二丁目、十四日元町、久保一・二・三丁目、尾崎本町、新高山一・二・三丁目、山波町、東尾道、高須町、御調町

※地域の一部には、未供用部分や整備区域外があります。取付管など不明な場合は、下水道課か指定工事店にお問い合わせください。

●供用開始後3年以内に公共下水道に接続する場合には、排水設備の設置費用の一部を補助する補助金制度を利用することができます。

補助額

排水設備工事の完了時	限度額
供用開始日から1年以内に工事(先行接続工事を含む)を完了したとき	80,000円
供用開始日から1年経過後2年以内に工事を完了したとき	65,000円
供用開始日から2年経過後3年以内に工事を完了したとき	50,000円
生活扶助世帯	255,000円

※次の事項に該当する場合は、補助金交付の対象になりません。

- ①市税および市の各種徴収金等を滞納している場合
- ②当該工事が排水設備等の計画の確認を受けていない場合
- ③認可区域外から公共下水道に接続しようとする場合
- ④公共下水道に接続している既設の排水設備の改築および増築工事を施工する場合

■公共下水道を正しく使いましょう

公共下水道は生活環境をよりよくするための公共の財産です。下水道に汚水を流すときには、利用する人が注意して、大切に正しく使用してください。

【注意してほしいこと】(※浄化槽についても同様です)

- 水洗トイレにはトイレットペーパー以外のものは流さないようにしましょう。
- 台所では、野菜くずや残飯を流さないようにしましょう。
- てんぷら油やサラダ油の廃油を流さないようにしましょう。
- 洗濯には合成洗剤の使用を控えましょう。
- 下水道にシンナー、アルコールなど揮発性の高い危険物や土砂や木片、ビニール類を流さないようにしましょう。

☎下水道課(☎0848-25-7232)

小型浄化槽を設置すると補助金がです ～高須町東新涯地区が対象地区から外れました～

補助金額(改築) 5人槽 332,000円
7人槽 414,000円
10人槽 548,000円

補助金額(新築) 5人槽 166,000円
7人槽 207,000円
10人槽 274,000円

受付条件

- 浄化槽工事を行っていないこと
- 自己居住用の個人住宅であって10人槽以下のもの(ただし、店舗などを併設するものも含むが、補助は住宅部分を対象とする)
- 工事が平成25年3月15日までに終了すること
- 補助金交付申請書に必要な書類を添付して申請すること
- ※「尾道市小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」を遵守しない場合は補助金を交付できません。

補助対象外地域(以下の地域は補助対象になりません)

- 公共下水道認可区域(高須町東新涯が入りました。)
- 漁業集落環境整備事業区域
- 農業集落排水事業整備区域
- ※上記以外でも団地内などの処理施設で生活排水を処理している区域は対象外です。

■浄化槽は、微生物の働きを利用し、トイレの排水や生活排水をきれいにしています。

正しく使用しないと悪臭を放ち、環境汚染の原因にもなります。そのため、浄化槽を管理(設置)している人には、浄化槽法により次のことが義務づけられています。

- ◇保守点検(メンテナンス:点検、調整、修理等)
- ◇清掃(浄化槽内に生じた汚泥等の引抜、関連装置・機器類の洗浄、清掃等)
- ◇法定検査(設置後の水質検査【7条検査】、毎年1回行う定期検査【11条検査】)

☎☎下水道課(☎0848-25-7232)

因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6201)

未登記道路等の登記整理を行っています

尾道市への登記名義の変更にご協力をお願いします。該当する土地があれば、ご相談ください。

■注意事項

- ①寄付による整理となります。
- ②登記整理するための書類へは実印の押印が必要です(印鑑証明書の添付必要)。なお、相続が発生している場合は、相続人全員の押印が必要となります。
- ③周辺の土地所有者との境界を確認し、測量を行う場合があります。

④登記整理の結果、面積および固定資産税が増える場合があります。

⑤調査の結果、登記の整理ができない場合があります。※「未登記道路等」とは、市道や水路として使用されている土地において、登記簿上、土地所有者の名前が尾道市に変更されず、元の土地所有者のままになっている土地です。

☎用地課(☎0848-25-7252)

各支所しまおこし課・まちおこし課

(因島総合支所は施設管理課)

平成24年度

接種時には、予防接種ID番号と母子健康手帳が必要です。



尾道市予防接種委託医療機関一覧表

BCGは生後6カ月未満までしか接種できません。

麻しん風しんの混合ワクチンは1歳になったらすぐに受けましょう。

※尾道市の予防接種ID番号は、市内に住んでいても住民票のない人や、転出届を出した人は使用できません。

★は予約が必要です 市外局番(0848)	BCG	三種混合 (百日咳・ジフテリア 破傷風) 二種混合 (ジフテリア・ 破傷風) 1期	麻しん 風しん 混 合 1期・2期	日本 脳炎 1期	日本 脳炎 2期	二種混合 (ジフテリア・ 破傷風) 2期	ポリオ (急性灰白髄炎) 4月・10月 年2回実施	接種受付日 ●休診日 接種受付時間
森田小児科 土堂二丁目 ☎25-3896	○	○	○	○	○	○	土 同診察時間	月～土 ●木・午後休み 9:00～12:00、15:00～18:00
★阪飯内科小児科医院 西久保町 ☎37-3803	○	○	○	○	○	○	×	月火木金 8:30～12:30、16:00～18:00 水土 8:30～12:30
梶山小児科医院 西御所町 ☎22-4083	○	○	○	○	○	○	火・水 同診察時間	月～土 ●火木土・午後休み 9:00～12:30、14:30～18:00
★かなもと医院 門田町 ☎23-4677	○	○	○	○	○	○	水 同診察時間	月～土 ●木土・午後休み 9:00～11:30、15:00～18:00
★藤本医院 栗原町 ☎23-2424	○	○	○	×	×	○	×	月火水金 15:30～18:00 土 9:00～12:00
宮地クリニック 栗原町 ☎22-8855	○	○	○	○	○	○	火 同診察時間	月～土 ●木土・午後休み 9:30～11:30、15:00～18:00
★尾道総合病院小児科 平原一丁目 ☎22-8111	第④木	第①③木	第②木	第②④木	第②④木	第①木	月 14:00～15:00	14:00～15:00
★田辺クリニック 古浜町 ☎24-1155	○	○	○	×	×	○	×	月火水金 15:00～17:00
★西医院 手崎町 ☎23-2437	○	○	○	○	○	○	×	月～土 ●木・午後休み 9:00～12:30、16:00～18:00
★松本内科胃腸科医院 向東町 ☎45-2277	×	×	×	○	○	○	×	月～土 ●木土・午後休み 8:30～12:30、16:00～18:00
★宇根クリニック 高須町 ☎47-4111	○	○	○	○	○	○	火・木 14:30～18:00	月～金 14:30～18:00 土 9:00～13:00
★高橋医院 高須町 ☎46-0004	×	×	×	×	○	○	×	月～土 ●木土・午後休み 9:00～12:00、16:00～18:00
おぐら小児科 高須町 ☎20-2370	○	○	○	○	○	○	火・土 同診察時間	月～土 ●第3土・午後休み 9:00～12:00、14:00～18:00
★加納内科消化器科 高須町 ☎47-3200	×	×	×	×	○	○	×	月～土 ●木土・午後休み 9:00～13:00、15:00～18:00
★佐藤内科クリニック 浦崎町 ☎73-2380	○	○	○	○	○	○	火 16:00～18:00	月～土 ●木・午後休み 9:00～12:00、16:00～18:00 土の午後のみ14:00～16:00
★神原こうじクリニック 浦崎町 ☎73-5617	○	○	○	○	○	○	×	月～土 ●木・午後休み 9:00～12:30、16:30～19:00
こどもクリニックさとう 久保一丁目 ☎20-7330	○	○	○	○	○	○	火 14:30～18:00	月～土 ●火土・午後休み 9:00～12:30、14:30～18:00
★土本ファミリークリニック 向島町 ☎44-0246	○	○	○	○	○	○	水 16:00～17:00	月火金 16:00～17:00
★高原内科循環器科 向島町 ☎45-2881	×	×	×	○	○	×	×	月～土 ●土・午後休み 9:00～12:30、15:00～18:00
★向島小児科外科クリニック 向島町 ☎44-7881	○	○	○	○	○	○	月 同診察時間	月～土 ●土・午後休み 8:30～12:30、15:00～18:30

★公立みつぎ総合病院 御調町 ☎76-1111	○	○	○	○	○	○	医療機関にお問い合わせください。
★八木診療所 御調町 ☎76-2255	×	○	○	○	○	○	× 月～土 ●木土・午後休み 9:00～12:30、15:00～18:00
★本多医院 御調町 ☎76-0036	○	○	○	○	○	○	第1・第3土 同診療時間 月～土 ●木・午後、第2第4土・休み 8:30～12:00、17:00～18:30 第1・第3土の午後のみ16:00～18:00
★戸谷医院 御調町 ☎76-0160	○	○	○	○	○	○	× 月～土 ●木土・午後休み 9:00～12:00、15:00～18:00

★は予約が必要です 市外局番(0845)	BCG	三種混合 (百日咳・ジフテリア 破傷風) 二種混合 (ジフテリア・ 破傷風) 1期	麻しん 風しん 混 合 1期・2期	日本 脳炎 1期	日本 脳炎 2期	二種混合 (ジフテリア・ 破傷風) 2期	ポリオ (急性灰白髄炎) 4月・10月 年2回実施	接種受付日 ●休診日 接種受付時間
益田眼科小児科医院 因島土生町 ☎22-0269	○	○	○	○	○	○	×	月～土 ●木土・午後休み 9:00～12:00、14:00～16:30
★巻幡内科循環器科 因島土生町 ☎22-3111	○	○	○	○	○	○	×	月～土 ●木土・午後休み 9:00～12:00、15:00～18:00
★真田クリニック 因島土生町 ☎22-0867	×	○	○	○	○	○	×	月～土 ●土・午後休み 9:00～12:00、15:00～18:30
★鈴木内科医院 因島土生町 ☎22-9585	×	○	○	○	○	○	×	月～土 ●火土・午後休み 9:00～12:30、15:00～18:00
★三宅医院 因島土生町 ☎22-0554	×	○	○	○	○	○	×	月～土 ●土・午後休み 9:00～12:00、15:00～18:00
★因島総合病院 因島土生町 ☎22-2552	○	○	○	○	○	○	×	月水金 14:00～14:30
★村上医院 因島田熊町 ☎22-0529	×	○	○	○	○	○	×	月～土 ●木土・午後休み 9:00～12:00、16:00～18:00
★大岡耳鼻咽喉科医院 因島田熊町 ☎22-6678	○	○	○	○	○	○	×	月～土 ●木・午後休み 9:00～12:30、15:00～18:00
★岡崎医院 因島重井町 ☎25-0029	○	○	○	○	○	○	×	月～土 ●木土・午後休み 8:00～11:30、16:00～18:00
★藤井医院 因島重井町 ☎25-0088	○	○	○	○	○	○	×	月～土 ●木土・午後休み 8:30～12:00、16:00～18:00
★森尾内科医院 因島中庄町 ☎24-3470	×	○	○	○	○	○	×	月～土 ●土・午後休み 9:00～12:30、15:00～18:00
★藤田医院 因島中庄町 ☎26-2030	○	○	○	○	○	○	×	月～土 ●火木土・午後休み 9:00～12:30、15:00～18:00
★東生口診療所 因島原町 ☎26-3050	○	○	○	○	○	○	×	月～土 ●木土・午後休み 9:00～12:00、15:00～18:00
★中郷クリニック 因島土生町 ☎22-0130	○	○	○	○	○	○	×	月～土 ●木土・午後休み 9:00～12:00、15:00～18:00
因島医師会病院 因島中庄町 ☎24-1210	×	×	×	×	×	×	○ 4月16日(月)～18日(水) 13:30～14:30 10月15日(月)～17日(水)	
★児玉医院 瀬戸田町 ☎27-0833	○	○	○	○	○	○	○ 4月11日(水) 13:00～13:30	月～土 ●木土・午後休み 9:00～12:00、15:00～18:00
★永井医院 瀬戸田町 ☎27-0020	○	○	○	○	○	○	○ 10月4日(木) 13:00～13:30	月火木金土 ●土・午後休み 9:00～12:00、15:00～18:00

4月はポリオ経口ワクチンの接種月です～ 4月と10月に実施～

期間 4月中(医療機関によって実施日が違います。)

場所 ポリオ予防接種委託医療機関 料金 無料

対象 生後3カ月～7歳6カ月未満で接種を2回受けていない子



☎健康推進課予防係(☎0848-24-1962)